資料１－４

令和９管理年度（令和９年１月～12 月）まいわし対馬暖流系群 漁獲可能量（ＴＡＣ）の設定及び配分について（案）

令和８年 10 月
水　　産　　庁

１　ＴＡＣ（案）

（１）設定の考え方

令和９管理年度の資源量の予測値に、資源管理基本方針別紙２－７で定める漁獲シナリオに従い令和９管理年度の親魚量の予測値から得られる漁獲圧力を乗じた値をＡＢＣとし、ＴＡＣは当該値を超えない量とする。

※ 資源量の予測値と親魚量の予測値は、令和８年度資源評価において示される。

（２）令和９管理年度（令和９年１月１日～12 月 31 日）のＴＡＣ（案）

特定水産資源	ＴＡＣ
まいわし対馬暖流系群	527,000 トン

（参考１）資源管理の目標

１　目標管理基準値：1,089 千トン（ＭＳＹを実現するために必要な親魚量）
２　限界管理基準値：454 千トン（ＭＳＹの 60 パーセントを実現するために必要な親魚量）
３　禁漁水準値：65 千トン（ＭＳＹの 10 パーセントが得られる親魚量）

（参考２）漁獲シナリオ

⑴　親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、ＭＳＹを実現する水準に調整係数（β＝0.8）を乗じた漁獲圧力とする。
⑵　親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記⑴の漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
⑶　親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）。

（参考３）ＴＡＣ及び漁獲実績の推移

単位：万トン

	R9（2027）管理年度	R8(2026)年	R7(2025)年	R6（2024)年	R5(2023)年
ＴＡＣ	52.7	45.3	32.6	22.2	14.3
漁獲実績	－	－	14.9	14.3	11.2

２　配分（案）

（１）ＴＡＣの 20 パーセントを年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定める国の留保とする。なお、当該留保には、国際交渉において必要となる数量を含めるものとする。

（２）ＴＡＣから（１）の国の留保を除いた数量を、過去３か年（令和５年から令和７年まで）の各年の漁獲実績の比率の平均値を用いて、比例配分する。

（３）配分の案は別紙のとおり。

（４）来遊状況に応じ不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

別紙

令和9管理年度まいわし対馬暖流系群TACの設定及び配分について（案）

特定水産資源	TAC（トン）
まいわし対馬暖流系群	527,000

大臣管理分	
大臣管理区分	数量（トン）
大中型まき網漁業	105,100

知事管理分		
都道府県名	数量（トン）	注記
石川県	42,400	秋田県、山形県、新潟県、富山県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準とする。
島根県	114,700	
長崎県	94,200	
鹿児島県	20,000	

留保（トン）	105,400